

●外国人住民も住民基本台帳制度の対象となります。 平成 24 年 7 月 9 日より

住民基本台帳法が改正され、本年 7 月 9 日より、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となります。これにより、外国人住民にも市区町村において「住民票」が作成されます。

○この準備のため、市区町村では、本年 5 月から、順次、住民票に記載されることになっている内容について、対象となる外国人本人に通知し、内容確認作業が始まっています。

○上記により確認された内容は、市区町村において「仮住民票」として保管され、法施行日（7 月 9 日）から住民票となります。

●外国人登録制度は廃止されます。

上記の住民基本台帳法の改正と同時に、現在の「外国人登録法」は廃止され、外国人登録証明書も一定期間経過後、廃止となります。

○外国人登録証明書に替わり、在留カードまたは特別永住者証明書が交付されます。

- ・中長期在留者の方 …… 「在留カード」
- ・特別永住者の方 …… 「特別永住者証明書」

(注) ① 中長期在留者 …… 入管法上の在留資格を持って日本に 3 ヶ月を超えて在留する外国人の方

② 短期滞在者の方など、在留カードが交付されない方もあります。

③ 「外国人登録証明書」は、施行後の一定期間は、「在留カード」または「特別永住者証明書」とみなされますので、その期間内に切り替えることとなります。それまでは、引き続き所持して下さい。

※ 今後、雇用保険資格取得届等の手続きにおいて、添付書類も順次変更される予定ですが、詳細は後日お知らせ致します。

●健康保険被扶養者資格の再確認について 提出期限:平成 24 年 7 月 31 日 (火)

協会けんぽより、協会管掌健康保険の被扶養者を対象として、被扶養者資格の再確認のため「被扶養者状況リスト」が送付されています。ただし、次に掲げる方は対象外です。

【被扶養者資格確認 対象外の方】

- ① 平成 24 年 4 月 1 日において 18 歳未満の被扶養者（平成 6 年 4 月 2 日以降生れの方）
- ② 平成 24 年 4 月 1 日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

生計維持関係

被扶養者として認定されるには、主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが必要です。

ア 被保険者と同居（同一世帯）の場合

扶養家族の年収が 130 万円未満で、かつ被保険者の年収の 1/2 未満であること

イ 被保険者と同居（同一世帯）でない場合

扶養家族の年収が 130 万円未満で、かつ被保険者からの仕送り（援助）額より少ないこと

なお、扶養家族が 60 歳以上または障害者（障害厚生年金を受けられる程度）の場合は、上記「130 万円未満」は「180 万円未満」となります。

※ 扶養家族の年収が被保険者の年収の 1/2 を超える場合であっても、世帯の生計維持関係から判断し、認められる場合があります。